

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】2024年12月20日時点
～2025年1月31日		2025年2月1日～

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金 2 第4種契約に係るもの 2-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区別に係 る料金の適用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 細目に係 る料金の適用</td> <td> <p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p>A 削除</p> <p>B タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td> <p>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 コース2は、カテゴリー1に限り提供します。</p> </td> </tr> <tr> <td>C (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 区別に係 る料金の適用	(略)	(2) 細目に係 る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p>A 削除</p> <p>B タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td> <p>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 コース2は、カテゴリー1に限り提供します。</p>	区 別	内 容	コース1	コース2以外のもの	コース2	<p>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。</p>	C (略)		<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金 2 第4種契約に係るもの 2-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 細目に係 る料金の適用</td> <td> <p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p>A 削除</p> <p>B タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>DSL回線を利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>C (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) (略)	(略)	(2) 細目に係 る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p>A 削除</p> <p>B タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>DSL回線を利用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース1	DSL回線を利用するもの	C (略)	
区 分	内 容																										
(1) 区別に係 る料金の適用	(略)																										
(2) 細目に係 る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p>A 削除</p> <p>B タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td> <p>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 コース2は、カテゴリー1に限り提供します。</p>	区 別	内 容	コース1	コース2以外のもの	コース2	<p>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。</p>																				
区 別	内 容																										
コース1	コース2以外のもの																										
コース2	<p>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。</p>																										
C (略)																											
区 分	内 容																										
(1) (略)	(略)																										
(2) 細目に係 る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p>A 削除</p> <p>B タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>DSL回線を利用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース1	DSL回線を利用するもの																						
区 別	内 容																										
コース1	DSL回線を利用するもの																										
C (略)																											

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

(ウ) I Pアドレス数による区別

区 別	内 容
プラン1	その第4種契約に係るI Pアドレスの数が、1個のもの
プラン2	その第4種契約に係るI Pアドレスの数が、8個のもの
プラン3	その第4種契約に係るI Pアドレスの数が、16個のもの
プラン4	その第4種契約に係るI Pアドレスの数が、32個までのもの
プラン5	その第4種契約に係るI Pアドレスの数が、64個までのもの

備考

1 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1であって、アクセス回線による区別がタイプ3又はタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3
	コース2	プラン1からプラン3
タイプ4	コース1	プラン1及びプラン2
	コースN	プラン1からプラン3
	コースNB	プラン1からプラン5
	コースP1	プラン1からプラン3

(ウ) I Pアドレス数による区別

区 別	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考

1 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1であって、アクセス回線による区別がタイプ3又はタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3

タイプ4	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

コース P 10	プラン 1 から プラ ン 5
-------------	--------------------

2 1の規定にかかわらず、タイプ4のコースNのうち、別記14のEM010、EM020、EM040、WM020、WM030、WM040又はWM050に係るものについては、プラン3を提供しません。

(エ)～(ク) (略)

イ (略)

(3) 利用料の適用

ア 削除
イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限り。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリー2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) カテゴリー1のもの(プラン1のものに限り。)

区 別		基本額適用数
タイプ3	コース1	20
	コース2	5
タイプ4	コース1	20
	コースN	20
	コースNB	2
	コース P 1	1
	コース P 10	1

(イ) (略)

ウ～エ (略)

(略)	(略)
-----	-----

2 (略)

(エ)～(ク) (略)

イ (略)

(3) 利用料の適用

ア 削除
イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限り。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリー2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) カテゴリー1のもの(プラン1のものに限り。)

区 別		基本額適用数
タイプ3	コース1	20

タイプ4	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

(イ) (略)

ウ～エ (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

(4)～(9) (略)

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア 削除

イ タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

(略)

(イ) コース2のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者 識別番号ごとに	35,000円 (38,500円)
	加算額	1の接続利用者識 別符号ごとに	7,000円 (7,700円)
			6,900円 (7,590円)
プラン2のもの		1の利用者識別符 号ごとに	11,000円 (12,100円)

(4)～(9) (略)

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア 削除

イ タイプ3のもの

コース1のもの

(略)

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】2024年12月20日時点
～2025年1月31日		2025年2月1日～

プラン3のもの	1の利用者識別符 号ごとに	23,000円 (25,300円)	<p>ウ (略) (2)～(4) (略) 2-2-2 付加機能利用料 (略)</p>
<p>ウ (略) (2)～(4) (略) 2-2-2 付加機能利用料 (略)</p>			